

条番号	現行	変更後
序文	本規定は、お客さま（以下、「みずほマイレージクラブ会員」といいます。）とみずほ銀行（以下、「当行」といいます。）との間で、当行がみずほマイレージクラブ会員の取引内容に応じて、当行所定の手数料の割引などの特典（以下、「特典」といいます。）を当行所定の基準に応じて提供するみずほマイレージクラブに関する取扱を定めたものです。みずほマイレージクラブへの申込みにあたっては下記条項のほか、別途当行が定める各関連規定等が適用されることに同意したものとします。	本規定は、みずほマイレージクラブに入会されたお客さま（以下、「みずほマイレージクラブ会員」といいます。）とみずほ銀行（以下、「当行」といいます。）との間で、当行がみずほマイレージクラブ会員の取引内容に応じて、当行所定の手数料の割引などの特典（以下、「特典」といいます。）を当行所定の基準に応じて提供するみずほマイレージクラブに関する取扱い等を定めたものです。みずほマイレージクラブへの申込みにあたっては本規定のほか、別途当行が定めるみずほマイレージクラブの提供に関連する各規定等（以下、「関連規定等」といいます。）に同意したものとします。
第 2 条 特典	1. 当行所定の取引条件を満たすみずほマイレージクラブ会員は、当行所定の特典を受けることができます。 2. 特典は、原則として当行がみずほマイレージクラブの代表利用口座と同一のお客さまの口座として確認できた口座を対象とします。ただし、一部の店舗、取引種類、口座等における取引については、特典の対象外となる場合があります。 3. 当行所定の取引条件、特典内容は当行が任意に変更できるものとし、それらの変更は当行のホームページに掲載することにより告知します。	1. 当行所定の取引条件を満たすみずほマイレージクラブ会員は、当行所定の特典を受けることができます。特典には、本規定末尾に掲げる「ポイント特約」第 2 条第 1 項に規定するポイントサービスを含むものとします。 2. 特典は、原則として当行がみずほマイレージクラブの代表利用口座と同一のお客さまの口座として確認できた口座を対象として付与します。ただし、一部の店舗、取引種類、口座等における取引については、ポイントサービスを含む特典の対象外となる場合があります。 3. 当行所定の取引条件、ポイントサービスを含む特典の内容は当行が任意に変更できるものとし、それらの変更は当行のホームページに掲載することにより告知します。
第 4 条 届出事項の変更等	1. みずほマイレージクラブ会員は、氏名、住所、電話番号、印章、その他の届出事項に変更がある場合は、当行所定の方法により直ちに当行に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。 2. 届出のあった氏名、住所あてに当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなし、それにより生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。	1. みずほマイレージクラブ会員は、氏名、住所、電話番号、印章、その他の届出事項に変更がある場合は、当行所定の方法により直ちに当行に届け出てください。この届出の前に届出事項の変更に伴い生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。 2. 届出のあった氏名、住所あてに当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなし、それにより生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。

第 5 条 契約期間	みずほマイレージクラブの契約期間は入会日からその年の 12 月 31 日までとし、みずほマイレージクラブ会員または当行から特に申し出のない限り契約期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。また、継続後も同様とします。	みずほマイレージクラブに係る契約（以下、「本契約」といいます。）の契約期間は入会日からその年の 12 月 31 日までとし、みずほマイレージクラブ会員または当行から特に申し出のない限り契約期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。また、継続後も同様とします。
第 6 条 解約等	1. 本契約は、みずほマイレージクラブ会員または当行の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は当行所定の書面によるものとします。また、みずほマイレージクラブ会員がみずほマイレージクラブにおける代表利用口座の口座解約を行った場合は、自動的にみずほマイレージクラブは解約されるものとします。 2. 前項の規定にかかわらず、当行が必要と認める場合には、みずほマイレージクラブ会員は即時に解約できない場合があります。 3. 第 1 項の規定により、当行の都合により本契約を解約したときは、郵送、電子メール送信等でみずほマイレージクラブ会員あてに通知いたします。解約によって生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。 4. みずほマイレージクラブ会員が次の各号にひとつでも該当する場合は、当行はいつでもみずほマイレージクラブ会員に通知することなく本契約を解約または本契約に基づくサービスの一部もしくは全部の提供を停止することができます。 (1)みずほマイレージクラブ会員が当行に対して負担する債務の一部でも履行を遅延した場合 (2)みずほマイレージクラブ会員に相続の開始があった場合 (3)みずほマイレージクラブ会員が本規定や当行との他の取引約定に違反した場合など、当行が本契約の解約を必要とする相当の事由が生じた場合 (4)住所変更の届出を怠るなど、みずほマイレージクラブ会員の責めに帰すべき事由によっ	1. 本契約は、みずほマイレージクラブ会員または当行の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、みずほマイレージクラブ会員の当行に対する解約の通知は当行所定の書面によるものとします。また、みずほマイレージクラブ会員がみずほマイレージクラブにおける代表口座の口座解約を行った場合は、自動的に本契約は解約されるものとします。 2. 前項の規定にかかわらず、当行が必要と認める場合には、みずほマイレージクラブ会員は即時に解約できない場合があります。 3. 第 1 項の規定により、当行の都合により本契約を解約したときは、郵送、電子メール送信等でみずほマイレージクラブ会員あてに通知いたします。解約によって生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。 4. みずほマイレージクラブ会員が次の各号にひとつでも該当する場合は、当行はいつでもみずほマイレージクラブ会員に通知することなく本契約を解約または本規定および関連規定等に基づくサービスの一部もしくは全部の提供を停止することができます。 (1)みずほマイレージクラブ会員が当行に対して負担する債務の一部でも履行を遅延した場合 (2)みずほマイレージクラブ会員に相続の開始があった場合 (3)みずほマイレージクラブ会員が本規定（関連規定等を含みます。）や当行との他の取引約定に違反した場合など、当行が本契約の解約を必要とする相当の事由が生じた場合 (4)住所変更の届出を怠るなど、みずほマイレージクラブ会員の責めに帰すべき事由によっ

	て当行においてみずほマイレージクラブ会員の所在が不明となった場合 (5)みずほマイレージクラブ会員に支払の停止または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があった場合 5. みずほマイレージクラブの契約はみずほマイレージクラブ会員お一人につき、各一契約とします。万一米ずほマイレージ会員お一人につき二契約あることが判明した場合、当行はその二契約のうち任意の一契約を解約できるものとします。 6. 国内非居住者についてはみずほマイレージクラブのご利用ができません。	て当行においてみずほマイレージクラブ会員の所在が不明となった場合 (5)みずほマイレージクラブ会員に支払の停止または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があった場合 5. 本契約は、みずほマイレージクラブ会員お一人につき、各一契約とします。万一米ずほマイレージ会員お一人につき二以上の契約があることが判明した場合、当行はそれらの契約のうち任意の契約を解約できるものとし、この解約により生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。 6. 国内非居住者については、みずほマイレージクラブのご利用ができません。
第 8 条 免責事項	1. 当行が申込書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いを行った場合は、それらの書面につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は一切の責任を負いません。 2. 災害・事変等当行の責めに帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、特典が遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。 3. 前二項において当行の責めに帰すべき事由がある場合、特別損害については、当行の予見可能性の有無にかかわらず、当行は一切の責任を負いません。ただし当行に故意または重大な過失がある場合はこの限りでないものとします。 4. みずほマイレージクラブ会員が希望する特典を当行が提供できない場合、当行および当行の提携先はそれに対し如何なる責任も負わないものとします。 5. 特典に関して、みずほマイレージクラブ会員の有する苦情およびみずほマイレージクラブ会員の被った被害（例えばみずほマイレージクラブによる特典であろうと提携先による特典であることを問わず、みずほマイレージクラブ会員が受ける特典が不適切であったことに関して、会員の有する苦情や被った被害）に対し、当行および当行の提携先はそれに対し如何なる責任も負わないものとします。	1. 当行が申込書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いを行った場合は、それらの書面につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は一切の責任を負いません。 2. 災害・事変等当行の責めに帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、特典が遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。 3. 前二項において当行の責めに帰すべき事由がある場合、特別損害については、当行の予見可能性の有無にかかわらず、当行は一切の責任を負いません。ただし、当行に故意または重大な過失がある場合はこの限りでないものとします。 4. みずほマイレージクラブ会員が希望する特典を当行が提供できない場合、当行および当行の提携先等はそれに対し如何なる責任も負わないものとします。 5. 特典に関して、みずほマイレージクラブ会員の有する苦情およびみずほマイレージクラブ会員の被った被害（例えば、みずほマイレージクラブによる特典であるか提携先等による特典であるかを問わず、みずほマイレージクラブ会員が受ける特典が不適切であったことに関して、会員の有する苦情や被った被害）に対し、当行および当行の提携先等は、それに対し如何なる責任も負わないものとします。

第 9 条 サービス内容の改廃および規定の変更	1. みずほマイレージクラブの内容は当行の都合で変更することがあります。 2. 特典は、当行の都合で改廃することがあります。 3. みずほマイレージクラブ規定は、当行の都合で変更することがあります。規定の変更日以降は変更後の規定に従うものとし、この変更によって生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。 4. 前各項の改廃および変更については、店頭ポスターまたはホームページ掲載等により告知いたします。	1. みずほマイレージクラブの内容およびポイントサービスは当行の都合で変更することがあります。ポイントサービスに関しては、本規定内の「ポイント特約」に定める条件に従うものとします。 2. 特典およびポイントサービスは、当行の都合で改廃することがあります。 3. 本規定およびポイント特約は、当行の都合で変更することがあります。本規定およびポイント特約の変更日以降は変更後の規定に従うものとし、この変更によって生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。 4. 前各項の改廃および変更については、店頭ポスターまたはホームページ掲載等により告知することとします。
第 10 条 準拠法・管轄	本契約および本契約に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。	本規定および本規定に基づく諸取引の準拠法は、日本法とします。本規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。
ポイント特約 第 1 条（目的）	—（新規追加）	みずほマイレージクラブ規定の「ポイント特約」（以下、「本特約」といいます。）は、当行が提供するポイントサービスに関する基本的な事項を定めるものです。

ポイント特約 第 2 条（定義）	—（新規追加）	1. ポイントサービス：みずほマイレージクラブ会員が特定の条件を満たすことで獲得するポイントおよびそのポイントの利用等に関連する一連のサービスを総称したものをいいます。 2. みずほポイント：みずほマイレージクラブ会員がポイントサービスを通じて獲得できるポイントをいいます。 3. チャージ：みずほポイントのみずほギフトに変換する行為をいいます。 4. みずほギフト：みずほポイントをチャージすることにより、当行所定の商品交換ページで利用できるギフトポイントをいいます。 5. みずほマイレージクラブ専用ページ：みずほマイレージクラブ会員がポイントサービスを含むサービスの利用状況の確認などができるウェブページをいいます。 6. 商品交換ページ：みずほマイレージクラブ会員がみずほギフトを利用して商品と交換できるウェブページをいいます。
ポイント特約 第 3 条（ポイントサービスの利用の条件および方法）	—（新規追加）	1. ポイントサービスの利用を開始するには、みずほマイレージクラブ会員であり、かつみずほダイレクトアプリを利用していることを要し、これらの条件が当てはまらなくなった場合にはポイントサービスの利用はできなくなるものとします。 2. みずほマイレージクラブ会員は、ポイントサービスの利用を開始するには、当行所定のポイントサービスの利用開始手続を要するものとし、また、本特約第 9 条に規定する個人情報交換利用および本特約第 10 条に規定するみずほマイレージクラブ専用ページや会員向けメールマガジンのパーソナライズは当該手続がなされた時に開始されるものとします。 3. ポイントサービスは、みずほマイレージクラブ専用ページ、および同ページから遷移できる商品交換ページで提供されます。

ポイント特約 第 4 条（み ずほポイント の獲得）	—（新規追加）	1. 当行所定の条件を満たした際に、みずほマイレージクラブ会員はみずほポイントを獲得します。 2. みずほマイレージクラブ会員は、原則として、獲得条件を充足した月の翌々月 1 日に当該条件の充足に係るみずほポイントを獲得するものとします。ただし、特定の条件下ではこの限りではありません。 3. 獲得条件について取消または変更等があった場合、当該条件にかかる獲得ポイントは取消、減算または加算されることがあります。 4. みずほポイントの獲得条件の詳細（条件内容や獲得するポイント数等）は、当行ホームページの商品・サービス紹介ページに記載されます。
ポイント特約 第 5 条（み ずほポイント の 利 用 方 法、みずほギ フトへのチャ ージ、商品と の交換）	—（新規追加）	1. みずほマイレージクラブ会員は、みずほポイントをみずほギフトにチャージすることにより、当行が指定する商品交換ページにおいて、みずほギフトを商品と交換することができます。 2. みずほマイレージクラブ会員は、みずほポイントをみずほギフトにチャージした後は、チャージの撤回および取消しはできません。 3. みずほマイレージクラブ会員は、みずほギフトから商品への交換を申し込んだ後は、交換の撤回および取消しならびに商品変更はできません。 4. 商品の送付先は、みずほマイレージクラブ会員が当行に登録した日本国内の住所とします。なお、登録された住所に誤りがあるなど、みずほマイレージクラブ会員側の理由により商品が送付できなかった場合、当行は一切の責任を負わず、再送付の義務も負わないものとします。 5. 商品交換後に商品が届かない場合は、みずほマイレージクラブ会員は当行に連絡してください。みずほマイレージクラブ会員から不着の連絡がない場合、当行は商品を受領したものとみなし、交換の取消しやみずほギフトの返還は行いません。 6. 欠品やサービスの中止などにより交換を受け付けた商品を提供できない場合、当行は、その判断により同等の代替品の提供またはみずほポイントの復元のいずれかをするものとし、利用者はこれに了承するものとします。 7. 当行は、商品提供に関連して発生する交通費、宿泊費、公租公課その他の費用を一切負担しません。

ポイント特約 第 6 条（み ずほポイント・ みずほギフト の 有 効 期 限）	—（新規追加）	みずほポイントの有効期限は、獲得された月 を含めた 24 か月間です。また、この有効期 限はみずほギフトにチャージした後も引き継 がれます。有効期限を過ぎたみずほポイン ト・みずほギフトは自動的に失効します。
ポイント特約 第 7 条（み ずほポイント・ みずほギフト の譲渡および 相 続 の 禁 止）	—（新規追加）	みずほポイントは、譲渡や相続をすることは できません。
ポイント特約 第 8 条（み ずほポイント・ みずほギフト の残高および 履 歴 の 確 認）	—（新規追加）	1. みずほポイントの残高および獲得履歴は、 みずほマイレージクラブ専用ページで確認す ることができます。 2. みずほポイント利用履歴（みずほギフトへ のチャージ時期とチャージ数）は、みずほマ イレージクラブ専用ページで確認できます。 3. みずほギフトの残高はみずほマイレージク ラブ専用ページで確認することができます。 みずほギフトと商品の交換履歴は、商品交換 ページで確認できます。

ポイント特約 第 9 条（個人情報の交換利用）	—（新規追加）	当行と株式会社ギフトィは、商品交換サービスの提供にあたり、以下に規定するみずほマイレージクラブ会員の個人情報を含む情報を、保護措置を講じた上で相互に提供し合い、以下に規定する目的で利用することとします。 【目的】 A. 商品交換サービス提供のための会員認証およびサービスの提供 B. 商品交換サービスに関連する各種情報の提供および顧客サポートの提供 C. 商品交換サービスの利用状況の分析およびサービスの改善 【情報範囲】 みずほマイレージクラブ会員の会員番号、みずほギフトの数量、みずほギフトの有効期限、みずほギフトとの商品交換状況（交換日時、交換した商品に関する情報、交換した数量）
ポイント特約 第 10 条（パーソナライズ）	—（新規追加）	1. みずほマイレージクラブ専用ページや会員向けメールマガジンでは、みずほマイレージクラブ会員に最適な情報をご案内するため、クッキー等を利用して取得した会員個人に関するデータ（クッキー、IP アドレス情報、ウェブサイトの閲覧履歴および行動履歴等を含みます。）を元に、利便性向上に努めるとともに、各種ご案内をみずほマイレージクラブ会員に合わせてお知らせします。 2. みずほマイレージクラブ会員は、本特約に同意することにより、上記パーソナライズの同意を含むものとします。

ポイント特約 第 11 条 (ポイントサービスの運営の終了および中断)	— (新規追加)	当行は、ポイントサービスの運営（獲得、利用等）を終了または中断する場合があります。この場合、みずほマイレージクラブ会員に事前に通知するものとし、未使用分のみずほポイントは、みずほポイントの運営終了日または中断発表日から指定された期間内に利用されなければ失効するものとしします。
ポイント特約 第 12 条 (みずほポイント、みずほギフトの権利喪失)	— (新規追加)	みずほマイレージクラブ規定第 6 条の規定に従い、みずほマイレージクラブが解約された場合および本特約に違反した場合、みずほマイレージクラブ会員は保有するみずほポイントおよび当該みずほポイントをみずほギフトにチャージする一切の権利、保有するみずほギフトおよびみずほギフトを商品に交換する一切の権利を喪失するものとしします。
ポイント特約 第 13 条 (免責事項)	— (新規追加)	1. 当行および提携先等は、自らの故意または重過失による場合を除き、本サービスに起因して発生した利用者の損害については、一切の責任を負わないものとしします。 2. システムの保守、障害、通信回線の不具合等により、みずほポイントやみずほギフトの利用が停止または中断される場合がありますが、これにより生じた損害についても当行は一切の責任を負いません。

ポイント特約 第14条（その他）	—（新規追加）	1. ポイントサービスに関する問い合わせは、当行所定の方法により行ってください。 2. ポイントサービスの運用にあたり、当行は個人情報保護法その他関連法規を遵守し、みずほマイレージクラブ会員の個人情報を適切に取り扱います。
なし（規定最後尾）	（2018年2月15日現在）	（2025年4月14日現在）